

4. 手当・年金等について

1) 特別児童扶養手当

20歳未満の重度の心身障がいのある児童を扶養している保護者に、手当が支給されます。

※令和7年4月1日現在

手当額 1級 月額56,800円、2級 月額37,830円

《対象》

- ・精神又は身体に別紙「国民年金法障害等級表」に該当する程度の障害があること
- ・施設に入所していないこと(通所可)
- ・受給者(保護者)の所得制限があります。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 4月・8月・11月

《必要なもの》

世帯全員の住民票、戸籍謄本、身体障害者手帳又は療育手帳(所持者のみ)、印鑑、手当用診断書、保護者名義の預金通帳など

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006